



2026年6月24日

各位

会社名 株式会社KVK
代表者名 代表取締役社長 末松 正幸
(コード：6484、東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 北川 喜一
兼企画部長
(TEL. 0574-55-0005)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,160株
(3) 処分価額	1株につき2,300円
(4) 処分総額	4,968,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の幹部従業員 3名 2,160株
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、当社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部従業員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象としたインセンティブ・プランの見直しを行い、対象従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、新たに譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約に

より割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本自己株式処分に当たっては、割当予定先である当社の対象従業員3名に対して金銭債権合計4,968,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式2,160株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である中長期的な企業価値向上を実現するため、譲渡制限期間を30年間としております。

なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本自己株式処分により、対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する本割当対象者に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅します。

本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年8月18日～2056年8月17日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役を兼務しない執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の取締役を兼務しない執行役員の地位を任期満了その他の正当な事由により退任（死亡による退任を含みます。）した場合には、対象従業員の退任の直後の時点で、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員を選任した当社の取締役会開催日を含む月の翌月から対象従業員の退任の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員を選任した当社の取締役会開催日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係

る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先である対象従業員に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,300円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上